

# 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

自治体説明会31

厚生労働省 健康・生活衛生局  
感染症対策部 予防接種課

令和5年12月11日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

**1. 来年度の新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について**

**2. 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う事項**

**3. 次回説明会でご説明する予定の事項**

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第31回）

- 定期接種の概要
- 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較
- 来年秋までの準備スケジュールイメージ

## 通常時に行う予防接種

### A類疾病の定期接種

(麻しん、ポリオ等)

人から人に伝染することから、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることから、その発生とまん延を予防することを目的とする

【努力義務】あり  
【勸奨】あり

【実費徴収】  
可能

### B類疾病の定期接種

(インフルエンザ等)

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする

【努力義務】なし  
【勸奨】なし

【実費徴収】  
可能

## 臨時に行う予防接種

### 臨時接種③ (法6条3項)

・A類疾病のうち全国的かつ急速な蔓延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病

(※)政令で定めるものを除く

【努力義務】あり(※)  
【勸奨】あり(※)

【実費徴収】  
不可  
→全額国費負担

### 臨時接種② (法6条2項) ； 臨時接種① (法6条1項)

・疾病のまん延予防上緊急の必要

【努力義務】あり(※)  
【勸奨】あり(※)

【実費徴収】不可(※)

(※)政令で定めるものを除く

国が対応すべき緊急の必要性



都道府県知事が対応すべき緊急の必要性

# A 類疾病と B 類疾病

- 予防接種法においては、感染力や重篤性の大きいことからまん延予防に比重を置いた A 類疾病と、個人の発病や重症化予防に比重を置いた B 類疾病に疾病を分類している。他方で、H25年度改正以降、A 類疾病には疾病の重大さによる社会的損失等の視点を追加。
- 疾病区分の趣旨・目的により、接種の努力義務、勧奨の有無、被害救済の水準など公的関与の度合いが異なる。
- 定期接種においては、A 類疾病は小児期に接種が行われることが多く、B 類疾病は高齢期に接種が行われている。

## ◇ A 類疾病

### ① 人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため

- 集団予防目的に比重を置いて、直接的な集団予防（流行阻止）を図る

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、結核、痘そう、H i b 感染症、肺炎球菌感染症（小児）、水痘、ロタ

### ② かった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため

- 致命率が高いことによる重大な社会的損失の防止を図る

日本脳炎、破傷風

- 感染し長期間経過後に、死に至る可能性の高い疾病となることがあり、重大な社会的損失を生じさせる  
ヒトパピローマウイルス感染症、B 型肝炎

## ◇ B 類疾病

### ③ 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため

- 個人予防目的に比重を置いて、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図る  
インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者）

## <定期接種における公的関与、費用負担等>

- 接種の努力義務：あり
- 市町村長による勧奨：あり
- 接種費用の負担  
：市町村（9割程度を地方交付税措置）  
低所得者以外から実費徴収可能
- 健康被害救済の水準：高額  
例：障害年金 1 級（518万円／年）、  
死亡一時金（4,530万円）

- 接種の努力義務：なし
- 市町村長による勧奨：なし
- 接種費用の負担  
：市町村（3割程度を地方交付税措置）  
低所得者以外から実費徴収可能
- 健康被害救済の水準：低額  
例：障害年金 1 級（288万円／年）、  
遺族一時金（754万円）

# 現在の定期接種対象ワクチンについて

	対象疾病	対象者（接種時期）※1	標準的接種期間※2
A 類 疾 病	H i b感染症	生後2月から生後60月に至るまで	初回接種：生後2月から生後7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく（1回）
	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまで	初回接種：生後2月から7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月から生後15月に至るまで（1回）
	B型肝炎<政令>	1歳に至るまで	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間（3回）
	ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・破傷風	第1期：生後2月から生後90月に至るまで 第2期：11歳以上13歳未満（第2期はジフテリア・破傷風のみ）	第1期初回：生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間（3回） 第1期追加：第1期初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく（1回） 第2期：11歳に達した時から12歳に達するまでの期間（1回）
	結核（BCG）	1歳に至るまで	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間（1回）
	麻しん・風しん※3	第1期：生後12月から生後24月に至るまで 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年	第1期：生後12月から生後24月に至るまで（1回） 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年（1回）
	水痘<政令>	生後12月から生後36月に至るまで	1回目：生後12月から生後15月に達するまで 2回目：1回目の注射終了後6月から12月の間隔をおく
	日本脳炎※4	第1期：生後6月から生後90月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満	第1期初回：3歳に達した時から4歳に達するまでの期間（2回） 第1期追加：4歳に達した時から5歳に達するまでの期間（1回） 第2期：9歳に達した時から10歳に達するまでの期間（1回）
	ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（9価ワクチンを13～15歳に接種する場合は2回、それ以外の場合は3回）
	ロタウイルス感染症<政令>	1価：生後6週から生後24週に至るまで 5価：生後6週から生後32週に至るまで	1価：2回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで） 5価：3回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで）

## B 類 疾 病

インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等
高齢者の肺炎球菌感染症<政令>※3	①65歳の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

- ※1 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。
- ※2 接種回数は、標準的接種期間に接種を行った場合のもの。
- ※3 風しんは令和3年度までの間、高齢者の肺炎球菌感染症は令和5年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。
- ※4 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。

- 定期接種の概要
- 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較
- 来年秋までの準備スケジュールイメージ

# 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（1）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
接種の分類	特例臨時接種	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>B類疾病の定期接種</b>
法令上の根拠	感染症法等改正法附則第14条第1項の規定により、予防接種法第6条第3項の接種とみなして実施	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>予防接種法第5条第1項</b> <small>（B類疾病の位置づけについては、予防接種法施行令第2条の改正で対応予定）</small>
目的	重症化予防のため	季節性インフルエンザの定期接種と同様 重症化予防のため
接種事務の区分	第1号法定受託事務	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>自治事務</b>
対象者	生後6月以上の者 <small>※ 大臣指示（令和5年11月1日）より</small>	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>1. 65歳以上の高齢者</b> <b>2. 60～64歳で重症化リスク<sup>(※)</sup>の高い方</b> <small>※ 範囲は季節性インフルエンザの定期接種と同じ</small>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（2）

	現在（令和5年度秋開始接種など）	令和6年度から
接種期間、回数	期間：令和5年9月20日から 令和6年3月31日まで 回数：1回 ※ 手引き（第21版）より	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>年に1回、秋冬を想定</b>
接種勧奨の有無	あり ※ ただし、65歳未満の者（心臓等に慢性機能障害を有する者等を除く）に対しては、なし	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>なし</b>
対象者の努力義務の有無	あり ※ ただし、65歳未満の者（心臓等に慢性機能障害を有する者等を除く）に対しては、なし	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>なし</b>
接種の場所 (住所地外での可否)	原則住所地内だが、住所地外での接種も可	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>原則として住所地内</b> ※ 自治体間で相互乗り入れする場合には、都道府県内等の広域で接種可能
実施医療機関との契約	全国知事会と日本医師会での集合契約	季節性インフルエンザの定期接種と同様 ・ <b>原則は、市町村と医療機関との個別契約</b> ・ 左記集合契約は終了する

# 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（3）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
使用するワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイザー社、モデルナ社、武田社、第一三共社</li> <li>1バイアルの回数 6回など製品ごとに決まっている</li> </ul>	<p>一般流通の状況については今後お示しします</p>
財源	全額国費で負担	<p>&lt;B類定期接種では&gt;</p> <p><b>市町村負担（3割交付税措置）</b></p>
自己負担	なし	あり
医療機関の接種単価	国で一律に接種単価を決定	市町村と医療機関で額含め調整し、契約

交付税措置等については  
 予算編成過程において検討中であり、  
 追って年末開催予定の次回説明会でお示しします

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（４）

	現在（令和５年度秋開始接種）	令和６年度から
接種券の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の手引きで様式を提示</li> <li>VRSで読み込むためのバーコード付き</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>送付可否は各市町村のご判断（様式自由）</b></p>
予約システム	市町村で予約システムを整備している地域もある。	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>市町村での予約システムは原則不要。</b> 予約受付については、医療機関等が、ワクチンバイアルの回数やこれまでの予約方法等を考慮の上、ご判断。</p>
予診票の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の手引きで様式を提示 (接種券一体型。又は接種券部分を削除したもの)</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>定期接種実施要領で様式をお示しする予定</b></p>
予防接種済証	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種を受けた者に交付</li> <li>シールを貼り付けて対応</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>定期接種を受けた者に交付。</b> <b>様式：施行規則の様式第１号</b></li> <li>任意接種を受けた者には、特に無し</li> </ul>

# 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（5）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
予防接種証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの特例臨時接種を受けた者からの求めに応じて、交付</li> <li>・ 交付方法：市町村窓口、接種証明アプリ、コンビニ交付</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種では、証明書の発行の必要はない。</li> <li>・ 令和5年度までの接種記録分の発行方法は、<b>接種証明アプリとコンビニ交付を停止し、市町村窓口のみとする</b>予定。</li> </ul>
接種の記録、実績把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VRSを活用</li> <li>・ VRSにデータ登録されれば予防接種台帳とみなす（別途予防接種台帳への接種履歴の反映も可能）</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>VRSは使用しない</b></li> <li>・ <b>予防接種台帳を活用</b></li> </ul>
VRSの扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種記録を入力</li> <li>・ 接種記録を閲覧</li> <li>・ 予防接種証明書の発行</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種記録の新たな入力は<b>不要</b></li> <li>・ 令和5年度までに接種した分の、 接種記録の入力 接種記録の閲覧 予防接種証明書の発行 の機能は引き続き活用可能。</li> </ul>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（6）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
接種記録を本人が確認する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナポータル</li> <li>・ 接種証明アプリ</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度以降は季節性インフルエンザと同様にマイナポータルでは閲覧不可、接種済証の発行は可能。</li> <li>・ 令和5年度までの接種記録はマイナポータルで引き続き確認可能。接種証明書<small>の窓口発行も引き続き可能。</small> <small>（接種証明アプリは停止予定）</small></li> </ul>
接種記録書	接種済証の持参を忘れた被接種者に対して、接種の実施機関が交付	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>定期接種では、接種記録書の発行の必要はない。</b></p>
接種体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで職域接種等を実施。</li> <li>・ 高齢者施設や基礎疾患を有する方が入所する施設での接種体制を確保。 <small>※手引き（第21版）より</small></li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>定期接種実施要領</b>（14医療機関以外での接種）を参照</li> <li>・ 職域接種は、特に予定無し</li> </ul>
接種費用の請求、支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所地内接種分は、医療機関が市町村に直接請求し、支払い。</li> <li>・ 住所地外接種分は、国保連が代行。</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>方法については市町村のご判断</b></p> <p><small>（医療機関と市町村で直接やりとり、都市医師会経由で医療機関と市町村がやりとり、など）</small></p>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（7）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
接種間違い報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大なものは都道府県経由で速やかに、</li> <li>・ 他については都道府県で前月分をとりまとめて15日までに、厚生労働省へ報告</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種分：季節性インフルエンザの定期接種と同様の、頻度や様式</li> <li>・ 任意接種分：特になし</li> </ul>
副反応疑い報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アナフィラキシー等の症状について、医療機関がPMDAを通じて厚生労働省に報告</li> <li>・ 方法は、平成25年通知による。なおコロナ専用FAX番号あり。</li> </ul>	<p>方法：季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告方法は、平成25年通知による</li> <li>・ 定期/任意接種ともに同様の報告</li> </ul> <p>内容：一部検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告対象の症状は、特例臨時接種での対象症状も踏まえ検討中</li> <li>・ 専用のFAX番号の扱いも検討中</li> </ul>
健康被害救済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種法に基づき、A類・臨時接種の枠組みで実施、市町村が給付。</li> <li>・ 給付に要する費用、市町村の調査会費用は国費補助。</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種分：予防接種法に基づき、B類の枠組みで実施、市町村が給付。</li> <li>・ 市町村の調査会費用も、定期接種同様の扱い。</li> <li>・ 任意接種分：PMDA法に基づきPMDAが実施。</li> </ul>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（8）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
ワクチンの配分	国が一括してワクチンを調達し、各自治体でワクチン配分の調整、配布	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンは市場で流通、各自治体または医療機関が各々調達</li> </ul> <p>= ワクチン配分・調整業務はなくなる</p>
針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグの配分	針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグについても、同様に国で調達して配布	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、接種機関が各々調達</li> </ul> <p>= これらの配布はなくなる</p>
V-SYS	主にワクチン配分で活用	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p>ワクチン配分・調整業務がなくなるので、V-SYSも使わなくなる</p>
集団接種会場	集団接種会場を設置している地域もある	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として個別接種</li> <li>・集団接種を実施するかは各自治体のご判断</li> </ul>
補助金関係	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	令和5年度末で終了（P25～）

## 【都道府県関係】 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（1）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
地域担当卸	都道府県において地域担当卸を調整し選定	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンは市場で流通</li> </ul> <p>= 地域担当卸の選定は不要となる</p>
ワクチンの配分	国が一括してワクチンを調達し、都道府県内へワクチン配分の調整、配布	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンは市場で流通、各自治体または医療機関が各々調達</li> </ul> <p>= ワクチン配分・調整業務はなくなる</p>
針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグの配分	針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグについても、同様に国で調達して配布	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、接種機関が各々調達</li> </ul> <p>= これらの配布はなくなる</p>
集団接種会場	集団接種会場を設置している都道府県もある	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として個別接種</li> <li>・集団接種を実施するかは各市町村のご判断</li> </ul>

## 【都道府県関係】 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（2）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
国保連との契約	住所地外接種の際の委託料請求・支払い事務を、各都道府県国保連に委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度以降に接種した分の請求、支払い方法については各市町村のご判断</li> <li>・左記国保連との契約は終了する</li> </ul>
集合契約	全国知事会と日本医師会との集合契約（都道府県としては全国知事会へ委任状を提出）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と医療機関との個別契約へ</li> <li>・左記集合契約は終了する</li> </ul> <p>※ 自治体間で相互乗り入れする場合には、都道府県内等の広域で接種可能</p>
接種間違い報告の経由・とりまとめ	管内市町村の間違い接種報告について、案件の重大さ等に応じ、都道府県を経由して速やかに、又は1か月分とりまとめて、厚生労働省へ提出	<p><b>季節性インフルエンザの定期接種と同様</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期接種分について、頻度等は特例臨時接種の時から変わるが、同様に報告。</li> </ul>
副反応疑いに関する相談体制	各都道府県に相談窓口を設置するとともに、診療体制を整備	<p>来年度予算で要求中ですが、予算案として固まった内容については追ってお示します</p>

## その他の補足

### 要対応の可能性がある事項

- 条例・規則等の例規改正の要否についても、高齢者向けの季節性インフルエンザ定期接種も参考にしながら、各自治体内でご確認をお願いいたします。  
※例：費用徴収に関する条例 など

### 令和6年度の業務量の考え方

- まずは、高齢者向けの季節性インフルエンザ定期接種をベースに業務量を想定していただいた上で、
- 令和6年度の関連業務としては、他に、  
✓ 令和5年度末で終了する特例臨時接種の事後処理に関する業務があるというイメージで考えていただければと存じます。

※現在調整している事項の内容によっては、別の事務が発生する可能性があります。



- 定期接種の概要
- 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較
- 来年秋までの準備スケジュールイメージ

# 新型コロナワクチンの定期接種化 各市町村におけるスケジュールイメージ

新型コロナワクチンの定期接種 開始

	2023年 12月	2024年 1月	地方議会 2月	地方議会 3月	4月	5月	地方議会 6月	7月	8月	9月	秋
(国説明会の予定)	▼ 自治体説明会〔第1回〕 ・全体像について 他			▼ 自治体説明会〔第3回〕			▼ 自治体説明会〔必要に応じ〕				
▼ 自治体説明会〔第2回〕 ・政府予算案について 他											
スキーム構築 必要な体制の確認		各市町村のスキーム構築 (システム改修、対象者抽出 など)					接種券(送る場合)・予診 票・案内 確定→印刷			予診票等 送付	
医療機関との調整		委託先医療機関への協力要請・選定					委託契約書の作成・締結				
予算の確保		● 当初予算				● 必要な予算措置に 向けた検討・調整		● 補正予算			
ワクチンの情報 流通の見込み	調整中であり、詳細については追ってお示しする										
(その他) 現行の特例臨時接種の終 了に伴う事項	年度末まで接種を実施				特例臨時接種 終了	並行して終了に伴う準備・対応 (冷凍庫や保冷バッグの処理、 集団接種会場の撤去 など)		● 2月議会で 必要な措置		必要に応じて事後の対応	

1. 来年度の新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

2. 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う事項

3. 次回説明会でご説明する予定の事項

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第31回）

# 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う対応について（1）

	現在	令和5年度末の対応等について
VRS関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットで読み取り</li> </ul>	<p>令和5年度中は使用可能。その後、タブレットと読取り台は、業者が回収予定。（詳細は追ってお示しする予定）</p>
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種状況・予約状況等に鑑み、国が都度購入し、都道府県経由で配送。</li> <li>・接種完了までの間、所有権は国に帰属（V-SYSを通じて管理）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月31日まで、国購入分の配送を継続予定。</li> <li>・特例臨時接種終了時の自治体保有分は、国に所有権が帰属しているため、国からの指示に従い、各自治体において処理していただく予定。</li> <li>・今後の接種状況等に応じ、追って方針等を提示予定。</li> </ul>
針、シリンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が購入し、希望する自治体へ無償で譲渡。</li> <li>・譲渡後の所有権は自治体に帰属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月31日まで、都道府県内で融通してもなお不足する場合は、国購入分の配送を継続予定。</li> <li>・今後の対応については、追って方針等を提示予定。</li> </ul>

## 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う対応について（2）

	現在	令和5年度末の対応について
冷凍庫、 保冷バッグ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が購入し、希望する自治体へ無償で譲渡。 ※ 現時点において譲渡終了。</li> <li>・譲渡後の所有権は自治体に帰属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、国からの追加の無償譲渡の予定はない。</li> <li>・現在各自治体で保有している物については、新型コロナウイルスの保管及び移送が特例臨時接種期間終了まで適切に実施されることを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他の有効活用の用途があるもの 自治体の規程等に基づき、譲渡、売却等ご活用いただきたい。（P24のQ2もご参照）</li> <li>➤ 有効活用を図った上で、使用が一切見込まれないもの 自治体の規程等に基づき、廃棄を進めて差し支えない（事務連絡を発出予定。）。</li> </ul> </li> </ul>

※ 針・シリンジや冷凍庫等のうち、国補助金を使って各自治体で購入されたものについて

### <現在>

特例臨時接種に活用いただいているところ。 例：針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグ、集団接種会場用の備品等

### <年度内>

特例臨時接種に活用するため基本的には処分はしない。処分する場合は交付要綱に基づくこと。

### <令和6年度以降>

目的を達したことから、各自治体の会計規程に則り適切に管理。処分とは転用、譲渡、交換、貸付、担保へ供すること。

Q1. 針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグ等の接種の廃棄費用等、どうしても令和6年度に必要となる費用については新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の対象となるのか。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は令和5年度で終了することから、廃棄費用等の必要経費を令和6年度に支出することになる場合は、地方繰越で対応いただく必要があります。

地方繰越する経費については令和6年1～3月分の所要見込額調査に計上してください。

また、地方繰越を実施するにあたっては、必要と見込まれる予算を自治体において令和5年度予算に計上する必要があるので、必要に応じて2月補正予算等での必要な額を計上してください、

地方繰越に係る具体的な手続きについては、各自治体の財政当局や都道府県、地方財務局と相談しながら、進めてください。

Q2. 冷凍庫、保冷バッグの処理について有効活用を図るようにとのことだが、こういった方法があるのか。

最終的には各自治体の規程等に従い、自治体でご判断いただくこととなりますが、例えば、以下のような活用方法が考えられます。

(有効活用の例)

- ・ 超低温冷凍庫又は低温冷凍庫の医療機関、大学、研究機関等への譲渡
- ・ 保冷バッグの医療機関や福祉施設等への譲渡
- ・ ツインバード製低温冷凍庫は、可搬式で、自動車からも電源が取れるので、自治体で保有しておき、災害時に冷凍・冷蔵庫として使用 など

# 令和6年1月以降の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

集団接種会場費用への補助は令和5年12月末で原則廃止。ただし条件に合致する場合は上限の範囲内で特異な経費として補助。

個別接種促進策は令和6年3月3日までとし、上限額超過の場合の特例措置は令和5年12月末までとする。

...	R5.12月	R6.1月	2月	3月
	<b>当該補助事業は3月末まで</b>			
① 事務費 (接種券、広報費等)	上限 685円@ 予定総接種回数 ※ 9~12月から変更なし			
② コールセンター	上限 1,203円@ 予定総接種回数 ※ 9~12月から変更なし			
③ 個別接種促進策 (週100回以上を4週以上で該当週2,000円/回)	上限 413円@ 予定個別接種回数 ※ 9~12月から変更なし			
上限額超過の場合の特例措置(9/20事務連絡)	<b>3/3まで</b>			
	<b>12月末まで</b>			
④ 集団接種会場費 上限 4,338円 @ 予定集団接種回数	ただし、以下の場合は、 <b>上限額の範囲内で新型コロナウイルスワクチン接種に特異に必要なとなる経費として補助</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島・へき地など個別接種ができる医療機関が限られている市町村</li> <li>・ 管内市町村から大規模接種実施要望がある都道府県 など</li> </ul>			
	<b>原則12月末まで</b>			

## 令和6年1月～3月接種体制確保事業についてのご質問

### < 新型コロナウイルスワクチン接種に特異に必要なとなる経費について >

Q1. 12月1日付け事務連絡でお知らせいただいた1月以降の体制確保事業について、別添「新型コロナウイルスワクチン接種に特異に必要なとなる経費に該当する経費の参考例」の一覧を見ると、前回の事務連絡まで存在した「予約システムの改修」の項目が消されています。接種予約受付システムの改修費用は補助対象外となるということでしょうか。

▶ 特異に必要なとなる経費の対象外となりますが、上限額の範囲内で補助対象となります。

Q2. 3月の接種分に関する予診票等の処理や支払事務は4月以降でなければできませんが、「新型コロナウイルスワクチン接種に特異に必要なとなる経費」で認められている国保連への手数料及び接種料等について、補助金で補助対象となるのは、実質、1、2月接種分までとなるということでしょうか。

▶ 令和5年度で当該事業は終了することから、令和6年度に支出することになる経費は、地方繰越で対応いただく必要があります。地方繰越する経費については、令和6年1～3月分の所要見込額調査に計上してください。

### < 個別接種促進事業について >

Q3. 個別接種促進事業を、特例臨時接種が終わる年度末ではなく3月3日までの期限としている理由をご教示いただきたい。

▶ これまで約2ヶ月を実施期間としてきたことから、今回も同様としています。

# 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等交付スケジュールイメージ

	2023年 12月	2024年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
(国説明会の予定)	▼ 自治体説明会〔第1回〕 ・全体像について 他 ▼ 自治体説明会〔第2回〕 ・政府予算案について 他			▼ 自治体説明会〔第3回〕			▼ 自治体説明会〔必要に応じ〕				
接種体制確保補助金	1月～3月分 所要見込調査 交付要綱等 発出予定		1月上旬 切り予定		2月下旬 交付決定予定		実績報告 作成		交付額確定 に伴う返納		
接種負担金	1月～3月分 所要見込調査		地方繰越 手続き		医療機関・ 連合会支払		実績報告 作成		交付額確定 に伴う返納・ 精算交付		
(その他) 現行の特例臨時接種の終了に伴う事項	年度末まで接種を実施			特例臨時接種 終了		並行して終了に伴う準備・対応 (冷凍庫や保冷バッグの処理、 集団接種会場の撤去 など)					

※新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は令和5年度で終了することから、冷凍庫等の廃棄に必要な経費などは地方繰越をご検討ください。また、地方繰越を予定している経費については令和6年1～3月分の所要見込額調査にて計上願います。詳細は所要見込額調査の依頼時にご連絡します。

1. 来年度の新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

2. 年度末で特例臨時接種が終了することに伴う事項

3. 次回説明会でご説明する予定の事項

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第31回）

## 次回の説明会でご説明する予定の事項について

年末開催予定の次回説明会では、以下の事項についてご説明する予定です。

- **令和6年度の政府予算案関係の内容について（財源 等）**
- **令和5年度補正予算の内容について**
- **その他追加情報、最新情報、検討が進んだ内容について**